

「史跡取掛西貝塚保存活用計画（素案）」に対するパブリック・コメントについて（結果報告）

1. 実施概要

- (1) 募集期間 令和5年12月15日～令和6年1月15日
- (2) 資料閲覧場所 市役所本庁舎（文化課、行政資料室）、船橋駅前総合窓口センター（フェイスタビル5階）、各出張所・連絡所、各公民館、各図書館、郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館、市のホームページ
- (3) 意見を提出できる方 ① 市内に住所を有する方
② 市内に通勤または通学されている方
③ この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）
- (4) 提出方法 直接持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

2. 実施結果

- (1) 提出者数 2人（メール：2人）
- (2) 提出意見数 2件

3. 提出された意見と市の考え方

No	意見	本市の考え方
1	文化財を保護しながら、今までどおりの生活を続けたいと思っており、そのためには、行政（船橋市）と住民が連携・協力していくことが本来、目指すべき姿だと思う。遺跡の範囲内に居住する住民が不安に感じることはないよう、文化財の保護と住民生活が共存できる計画としてほしい。	<p>市でも、史跡の保存活用を進めるためには、地域の皆さんに史跡の重要性や価値を知っていただき、自分たちの宝として、その価値を享受するとともに、行政と地域の皆さんが連携して、快適な生活環境と史跡の保護の両立をはかっていくことが大切と考えています。</p> <p>そのために、保存活用計画では、「第9章 運営・体制」の「(2) 市民との連携の強化」で、地元自治会と連絡体制を構築し、アンケートや説明会、ワークショップなどの手法を通して定期的に市民の意見や提案をくみ上げることとしております。</p> <p>市では、地域の皆さんに定期的に説明の機会を設け、意見を伺いながら、史跡の保存活用事業を進めてまいりますので、ご協力いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

No	意見	本市の考え方
2	<p>遺跡の範囲内で農業を営んでいるが、無理やり移動させられることのないようにしてほしい。将来的に公園にする際は、地震津波などの避難所となり、気軽に普段使いができる施設にしてほしい。</p>	<p>保存活用計画「第6章 保存（保存管理）」に記載のとおり、史跡用地の取得にあたっては、必ず、土地所有者に同意をいただきます。現在、耕作している土地での営農を続けたいという意思に反して、移動させることはありませんので、ご安心ください。</p> <p>「公園にする際は、地震津波などの避難所となり、気軽に普段使いできる施設にほしい」とのご意見については、将来、整備計画を検討する際に、参考にさせていただきます。貴重なご意見、ありがとうございました。</p>